

# 院生制度規程

1989年4月1日制定  
1997年2月18日改定  
2003年4月10日改定  
2005年4月1日改定  
2005年9月1日改定  
2006年8月1日改定  
2007年10月1日改定  
2011年2月8日改定  
2012年10月30日改定  
2019年2月19日改定  
2025年2月4日改定

公益財団法人 日本棋院

## 【日本棋院院生制度規定】

2025年2月4日改定

- 第1条 (目的)  
日本棋院は、棋士を志す青少年に対して、専門的な囲碁指導を行ない棋士の育成することを目的として日本棋院院生制度（以下「院生制度」という）を設ける。
- 第2条  
日本棋院院生（以下「院生」という）は、囲碁の修練及び棋士・社会人として必要な教養・道徳・倫理観の習得に努めるものとする。
- 第3条 (運営部署)  
院生制度は、東京本院及び関西総本部及び中部総本部におき、それぞれの定める実施細則により運営する。
- 第4条  
院生制度に関する総括的な事務は総務人事部が担当し、総務担当常務理事が管掌する。
- 第5条 (院生師範)  
(1) 院生師範は日本棋院所属棋士の中から常務理事会が選任し、日本棋院理事長がその業務を委嘱する。  
(2) 院生師範は東京本院および両総本部に若干名をおき、そのうち1名以上は原則女流棋士とする。
- 第6条 (院生の採用)  
院生は、書類審査及び試験碁・面接に合格した者の中から院生師範の推薦により総務人事部常務理事が決定する。  
外国籍院生については第11条に定めるところによる。
- 第7条  
院生志願者の条件は、原則として、志願時点で翌年4月1日までに15歳未満であることとする。ただし、志願時に15歳以上であっても、院生師範による棋力審査の判定結果、特に有望と認められた場合は、院生としての研修期間内に限り、採用されることがある。
- 第8条  
原則日本棋院以外の囲碁団体で棋士の資格・身分を有さない者であること。  
院生を志願する者は、志願者本人の身上に関する一切の責任を負うことの出来る身元保証人1名を必要とする。
- 第9条  
院生採用及び採用審査の実施に関すること及び受験料等は、別に定める。
- 第10条  
院生に採用されたものは日本棋院の諸規定を遵守すること。
- 第11条 (外国籍院生の採用)  
囲碁先進国（中国・韓国・台湾・北朝鮮）以外の国籍の院生志願者は、以下の要件を満たし、常務理事会の承認を得ること。  
(1) 各国囲碁協会の推薦が得られた者であること  
(2) 院生師範による棋力審査・面接に合格した者であること  
(3) 志願時に25歳以下であること  
(4) 以下の事由を保証する身元保証人及び身元引受人のあること  
・滞在費  
・帰国旅費

- ・本邦滞在中、日本国法令を遵守させること
  - ・入国目的以外の活動を行なわせないようにすること
- (5) 身元保証人及び身元引受人の身分を証明する書類を提出すること。  
ただし日本棋院もしくは関西棋院の棋士である場合は、提出は不要とする。  
5-2 上記の要件を満たし、常務理事会の承認を得た者は、志願者の旅券(パスポート)、在留カード、査証のコピーを日本棋院に提出すること。  
5-3 身元保証人及び身元引受人の変更がある場合、速やかに日本棋院の承認を得ること。
- 第12条 囲碁先進国の国籍(中国・韓国・台湾・北朝鮮)を有する者の院生志願者の資格及び審査は、日本国籍を有する者と同様とする。ただし、身元保証人及び身元引受人の身分を証明する書類、志願者の旅券(パスポート)、在留カード、査証のコピーを日本棋院に提出すること。
- 第13条 (院生研修の内容及び研修期間)  
院生は指示された日時に研修を行ない、棋士となるに相応しい健全な生活を送るよう努めるとともに、研修の期間中は院生師範の指示・指導に従わなくてはならない。
- 第14条 院生が日本棋院の棋士に採用された場合は、採用決定時点において院生の研修を終了したものとする。
- 第15条 院生の研修期間は、原則として満17歳の年齢に達した学年度を期限とする。但し、棋力・年齢その他の理由により研修期間を短縮することがある。関西総本部、中部総本部においては特別な事由により、地域院生師範の全員の賛成により、19歳の年齢に達した学年度まで延長することがある。  
関西総本部および中部総本部では、技術と人格が特に優れた院生について、両総本部それぞれの院生師範全員の賛成を得た場合に限り、研修期間を19歳に達する学年度まで延長することができる。  
第12条に該当する囲碁先進国以外の外国籍の院生の研修満了は院生に採用された月から5年(60ヵ月)を期限とする。
- 第16条 院生の研修年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 第17条 院生(義務教育過程にある者を除く)は、研修の一環として、日本棋院の要請により棋士の対局時に記録係・秒読み係を行なう。院生は、担当常務理事が適当と認めた場合を除き、日本棋院の要請に積極的に応じること。記録係・秒読み係の実施時間・手当等は別に定める。
- 第18条 (休場・除籍・退会・移籍・処置)  
院生は、原則として最大半年間、院生研修を休場することができる。特別な事由がなく休場期間が半年を超える場合は、除籍となる。
- 第19条 院生は、院生研修を休場あるいは退会する場合には、翌月期の最初の土日対局日からさかのぼり2週間以内に申し出なければならない。  
19-2 退会の申し出が翌月期の2週間以内の場合、翌月分の研修費は支払うこと。
- 第20条 院生は、やむを得ない事由により移籍を希望する場合、常務理事会の承認のもと移籍することができる。
- 第21条 総務人事部、中部総本部、関西総本部担当常務理事は、三人で協議の上、院生のうち棋士となる適性を欠くとされる者及び院生にふさわしくない

行為があった者、日本棋院の品位を貶める行為を行った者を、休場あるいは除籍することができる。

第22条 院生師範は、院生研修・棋士採用試験を著しく阻害する院生に対して、もしくは明らかに体調不良の院生及び棋士採用試験受験者に対して、必要に応じて不戦敗にして帰宅を命じることができる。

第23条 (授業料)

院生は、所定の研修費を所定の期日までに日本棋院に納入しなければならない。

第24条 研修費の金額、納入期日等は、本院、両総本部の実施細則に定める。

第25条 院生が休場する際は、在籍費として研修費の半額を納入するものとする。

第26条 (規範等)

院生は、日本棋院のメディア媒体において、氏名・成績・院生が写っている画像・映像を掲載・配信することに特別な事由がない限り、協力しなければならない。また外部の法人・団体などから取材依頼があった場合、積極的に協力するよう努めること。

第27条 3年以上在籍した院生は、院生を退会した際、院生師範の推薦があれば、院生修士称号を授与される。

第28条 院生は、日本棋院の売店において商品購入の際、割引を受けることができる。

第29条 院生は、日本棋院が提供するインターネット対局サービスの一部を無料で利用することができる。

第30条 院生は、インターネットサービス、SNS等を利用する際、マナーを守り、公序良俗に反する行為を行ってはならない。

第31条 院生は、囲碁AIを自身の技芸向上を目的に使用し、公式戦・非公式戦を問わず対局時に使用してはならない。

院生は、囲碁AIの不正使用を防止するための日本棋院の検査を受け、疑惑が生じた場合は、日本棋院の調査に協力しなければならない。

第32条 総務担当常務理事が事前に参加を認めた場合を除き、インターネット対局を含むアマチュア大会に参加してはならない。アマチュア大会への無断参加が判明した院生は、参加が判明した月の院生研修及び採用試験に参加することはできない。

第33条 (規程の改廃)

当規程の改廃には常務理事会の承認を必要とする。